

役員・評議員・評議員選任解任委員報酬規程

社会福祉法人高森福社会は、定款第 8 条並びに第 22 条による評議員及び役員(理事及び監事)及び評議員選任・解任委員会運営細則第 7 条による評議員選任・解任委員（以下「役員等」とする。）の報酬（以下「報酬」という。）について、次のとおり規程を定める。

(基本原則)

第1条 役員等は、定款に定める役員等の業務を誠実に遂行しなければならない。

- 2 報酬は本部会計予算の中から役員等に支払うものとする。
- 3 社会福祉法人高森福社会が設置・運営する当該施設の長並びに職員が評議員以外の役員等である場合には報酬並びに交通費手当は支給しないものとする。

(支払条件)

第2条 報酬は、その都度開催する理事会並びに評議員会及び定期的を実施する監事監査及び評議員選任・解任委員会に出席しなければ当該の報酬は受けることができないものとする。

- 2 但し理事会・評議員会決議の省略を行った場合に、理事会においては理事及び監事、評議員会においては評議員に対し出席したものとみなし、当該報酬を支給する。

(報酬の額)

第3条 役員等が受ける報酬の額は次のとおりとする。

- (1) 理事会 1回 10,000円 理事、監事
- (2) 監事監査 1回 15,000円 監事
- (3) 評議員会 1回 10,000円 評議員（評議委員会に出席を必要とする理事監事）
- (4) 評議員選任・解任委員会 1回 10,000円（委員会に出席を必要とする理事監事）
- (5) 入札立会 1回 10,000円 役員等（評議員選任・解任委員は除く）
- (6) その他法人業務等により勤務する場合は各人別に勤務実態に即して支給する。

(交通費手当)

第4条 第 3 条に出席した役員等の交通費は旅費交通費規程により実費支給することができる。又、私有車による場合は私有車の業務利用規程により計算した額を支給する。
但し、支給最低基準額は 1,000 円とする。

(支給日及び支払い方法)

第5条 支払い事実が発生したのち、速やかに通貨で本人に直接その全額を支払う。

本人の申し出により、その指定する金融機関に振り込むことも出来ることとする。

この規定は、平成 29 年 1 月 30 日より施行する。（評議員選任解任委員）

この規定は、平成 29 年 4 月 27 日より施行する。（役員・評議員）

この規定は、令和 3 年 6 月 4 日より施行する。